



釜石市はオーストラリアの ホストタウンです



「復興『ありがとう』ホストタウン」は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会へ向け、被災三県（岩手県、宮城県、福島県）の自治体を内閣官房がホストタウンとして認定し、震災時に支援してくれた国・地域に対し、その感謝と復興した姿を発信しながら継続的に交流活動をする取り組みです。

東日本大震災当時、釜石シーウェイブスRFCに所属し、後にラグビーのオーストラリア代表になったスコット・ファーディー選手は、大使館からの避難勧奨を断り、釜石市のためにボランティアとしてチームメイトとともに救援物資の集積作業や搬送作業に奔走しました。その支援活動をきっかけに、市は2017年11月にオーストラリアを相手国として「復興『ありがとう』ホストタウン」に登録され、青少年を中心とした交流活動を続けています。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、直接的な交流活動は制限されていますが、オーストラリアの学校と釜石の中学生がインターネットを通じてビデオメッセージを送り合うなど、新しい形の交流活動が始まっています。事業の様子は、市のホームページや市国際交流課のFacebookでも紹介していますので、ぜひご覧ください。

主な交流活動

スコット・ファーディー選手を 招聘しての交流事業

2018年
3月 小佐野小6年生との交流、高校生ラグビーフィニック、市民対象タウンミーティング



2019年
9月 高校生ラグビーフィニック、食の交流「せかいむすび」事業、RWCファンゾーンでの市民交流、ストリートラグビーでの交流

オーストラリアの小学生を招いての交流事業

2018年
9月 釜石小6年生との国際交流、ラグビー交流（台湾、日本の小学生とのタグラグビー交流）

2019年
11月 双葉小6年生との国際交流、市内小学生対抗タグラグビー交流大会参加、ホストタウン連携小田原市の小学生との交流



釜石小6年生との交流

問い合わせ 市国際交流課 ☎27-5713

市のホームページ

市国際交流課 Facebook

令和2年度

市政懇談会議を開催します

◎市政懇談会での説明項目

- 令和元年度台風災害検証結果について
- 日本海溝沿いの最大クラスの津波による浸水想定について
- 新市庁舎の建設について
- 第六次釜石市総合計画について

対象 市政懇談会 市民であればどなたでも
地域会議（傍聴）当該地区の住民

日時、場所 ※開始時刻は、全て18時～

| 月 | 日 | 地区 | 地域会議名 | 会場 |
|----|-------|-----|-------------|-----------------|
| 10 | 23(金) | 小佐野 | 小佐野地域会議 | 小佐野小学校体育館 |
| | 26(月) | 甲子 | 甲子地域会議 | 甲子小学校体育館 |
| | 27(火) | 中妻 | 中妻地区地域会議 | 双葉小学校体育館 |
| | 28(水) | 鵜住居 | 鵜住居地域会議 | 市民体育館 |
| | 30(金) | 栗橋 | 栗橋地区まちづくり会議 | 栗橋地区基幹集落センター |
| 11 | 2(月) | 本庁 | みなとかまいし地区会議 | チームスマイル・釜石PIT |
| | 6(金) | 唐丹 | 唐丹地域会議 | 唐丹小・中学校体育館 |
| | 9(月) | 平田 | 平田地域会議 | 釜石・大槌地域産業育成センター |

※新型コロナウイルス感染症予防のため、マスクの着用、手指消毒、検温へのご協力をお願いします。体温が37.5度以上ある場合は、参加をご遠慮願います

問い合わせ 市政懇談会 市広聴広報課 広聴広報係 ☎27-8419
地域会議 市まちづくり課 地域づくり係 ☎27-8454

10/1
受付開始

ライフデザインU・Iターン補助金 ～釜石市に転入し、新しい生活を始める人を支援します～

対象

- 令和2年4月1日以降に、市外から転入し、住み続ける意思のある世帯
- 就業している人がいる世帯（雇用されているか、個人事業主など）※公務員を除く

補助内容

転入した人が住む住宅に対して補助します。詳細は、市のホームページをご覧いただくか、お問い合わせください

| 新築または購入する場合 | 持ち家※1に住む場合 | 賃貸住宅に住む場合 |
|---|--|--|
| 〈新築または購入〉 100万円 市内業者による新築の場合 +20万円 〈中古住宅の購入〉 購入費用の50% (上限100万円) | 転入した世帯が住むことによって必要となった工事費用の50% (上限100万円)※2 ※1 転入した人の3親等以内が所有する家 ※2 増築やリフォーム、電気工事など。市内業者が行った工事のみ対象です | 家賃1年分 (上限36万円) ※就業している人が50歳以下であることが要件です ※次の場合を除く ・転勤による転入 ・公営住宅や社宅など ・福祉人材確保型定住奨励金の交付対象世帯 |



市のホームページ

問い合わせ 市総合政策課 定住推進室 ☎27-8413